

奈良県告示第百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により次
のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年七月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 収納を委託した歳入

奈良県病院事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年三月奈良
県条例第七十四号）による廃止前の奈良県病院事業の用に供する病院の使用料及び手
数料条例（昭和四十七年三月奈良県条例第二十八号）第二条及び別表に規定する使用
料及び手数料に係る未収金

二 受託者の名称及び所在地

名称 弁護士法人館野法律事務所

所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号 南雲ビル

三 委託事務の取扱期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで